

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	
根拠法令等及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第1項	
処分基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の6第1項
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則抜粋 （特定障害者特別給付費等の支給の取消し）</p> <p>第34条の6 市町村は、次の各号に掲げる場合には、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費（以下この条において「特定障害者特別給付費等」という。）の支給を行わないことができる。</p> <p>(1) 特定障害者が、法第34条第1項及び第35条第1項の規定に基づき特定障害者特別給付費等の支給を受ける必要がなくなったと認めるとき。</p> <p>(2) 特定障害者が、第34条の3第3項第2号に規定する期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。</p>	